

# 令和3年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和3年3月2日(火曜日)

## 議事日程 第1号

令和3年3月2日(火曜日) 午前9時開議

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定   |
| 日程第 3 | 議長諸報告   |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表  |
| 日程第 5 | 承認第 1号 令和2年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告について                       |
| 日程第 6 | 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて                              |
| 日程第 7 | 議案第 1号 みなかみ町教育長の任命について  |
| 日程第 8 | 議案第 2号 みなかみ町教育委員会委員の任命について                                      |
| 日程第 9 | 議案第 3号 令和2年度(繰越)災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事の建設工事請負契約の締結について            |
| 日程第10 | 議案第 4号 令和2年度みなかみ町小中学校大型提示装置導入契約の締結について                          |
| 日程第11 | 議案第 5号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第12 | 議案第 6号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について                               |
| 日程第13 | 議案第 7号 みなかみ町国民健康保険条例及びみなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について              |
| 日程第14 | 議案第 8号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第15 | 議案第 9号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について                                |
| 日程第16 | 議案第10号 みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第11号 みなかみ町保健センター条例を廃止する条例について                                 |
| 日程第18 | 議案第12号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について                            |
| 日程第19 | 議案第13号 みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第20 | 議案第14号 みなかみ町地区公園条例の制定について                                       |
| 日程第21 | 議案第15号 指定管理者の指定について(みなかみ町保健福祉センター)                              |
| 日程第22 | 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について                              |
| 日程第23 | 議案第17号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び                          |

規約の変更について

- 日程第24 議案第18号 町道路線廃止について  
議案第19号 町道路線認定について
- 日程第25 議案第20号 令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）について  
議案第21号 令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第22号 令和3年度みなかみ町一般会計予算について  
議案第23号 令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について  
議案第24号 令和3年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第25号 令和3年度みなかみ町介護保険特別会計予算について  
議案第26号 令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について  
議案第27号 令和3年度みなかみ町水道事業会計予算について
- 日程第27 一般質問
- ◇ 窪田金嘉 君 …… 1. 町の未来を考える
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	中島信義君
13番	阿部賢一君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	山田庄一君		

欠席議員 なし

## 会議録署名議員

5番	高橋視朗君	15番	久保秀雄君
----	-------	-----	-------

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	桑原孝治	書記	泉雪江
書記	田村勝		

## 説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	杉木隆司君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	中島修一君	町民福祉課長	松井田順一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	高橋康之君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君		

## 開 会

午前9時 開会

議 長（山田庄一君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、発言時を含め常時マスクの着用をお願いいたします。なお、アクリル板設置場所に限り、マスクを外しての発言を認めます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和3年第1回3月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

## 町長挨拶

議 長（山田庄一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

暖かい日と余寒が交互に来て、体調管理に気を遣いながら過ごしておりますが、季節は少しずつ春に向かっていることを実感しております。

12月定例会以降閉会中も議員各位におかれましては、議員活動を行っていただき、また、各常任委員会等を頻繁に開催され、施策の検討をいただきました。熱心な議員活動に改めて敬意を表する次第であります。

本日は、3月定例議会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルス対策に追われてきましたが、1月7日から2度目の緊急事態宣言が首都圏等に発令されるなど、今年もコロナ対策に追われる年になる不安がしております。ここに来て、新規感染者数の減少、コロナワクチンの接種の開始のニュースも入ってきております。みなかみ町においても、4月下旬には高齢者からワクチン接種が始まるのではないかと準備を進めているところでございます。ワクチン接種により新型コロナウイルスの終息に向かうことを期待しております。そして、一日も早く経済の復興がかない、町民皆様の生活が通常に戻ることを願っております。

さて、3月定例議会に提案いたします案件は、承認1件、諮問1件、人事2件、条例10件、補正予算2件、当初予算6件、その他7件であります。詳細につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

---

## 開 議

議 長（山田庄一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（山田庄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

5 番 高 橋 祝 朗 君

15 番 久 保 秀 雄 君 を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議 長（山田庄一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月2日より、3月12日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月2日より、3月12日までの11日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議長諸報告

議 長（山田庄一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、多くの行事が中止や延期となり、議会活動にも影響している状況です。このような中で、12月16日には奥利根広域観光連携協議会設立総会が開催され、出席いたしました。

令和3年を迎え、1月10日には消防出初め式が挙行され、出席いたしました。

地域住民に最も密接な関係を持って活躍されている消防団の皆様方が日々訓練に積極的

に励まれておりますことに、改めて感謝の意を表すところであります。

また、同日、成人式も挙行政され、出席いたしました。

新成人の皆さんには、これを契機として、これからの人生に誇りと責任を持って大いに前進されることを期待するものであります。

1月15日には群馬県町村議会議長会理事会が開催され、2月16日には定期総会が開催され、出席いたしました。

1月18日及び2月15日には、定例利根郡議長会や利根沼田広域市町村圏振興整備組合の定例議員協議会が開催され、2月15日には利根沼田学校組合議会議員協議会も開催され、出席いたしました。

1月29日には中学生海外派遣事業推進委員会が開催され、2月1日にはまち・ひと・しごと創生総合戦略評価会議が開催され、2月19日には赤谷プロジェクトとの意見交換会が開催され、出席いたしました。

2月24日には利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会定例会や、利根沼田学校組合議会定例会が開催され、出席いたしました。

その他日程は、議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもちまして議長諸報告といたします。

---

#### 日程第4 請願・陳情文書表

議長（山田庄一君） 日程第4、請願・陳情文書表を議題といたします。

今期定例会において、本日まで受理しました請願・陳情はお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

---

[巻末 参考資料]

---

議長（山田庄一君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

---

#### 日程第5 承認第1号 令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告について

議長（山田庄一君） 日程第5、承認第1号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 承認第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の第3次補正予算に対応し、新型コロナウイルスワクチン予防接種を町民に迅速かつ適切に実施するため、関係経費を計上したものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,930万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180億9,514万3,000円としました。

歳出予算の内訳は、4款衛生費1項保健衛生費8,930万8,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業です。

財源となる歳入予算につきましては、15款国庫支出金8,930万8,000円の増額は、国庫負担金6,011万2,000円、国庫補助金2,919万6,000円となっております。

2月1日に専決処分をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） これより質疑に入ります。

承認第1号について質疑ありませんか。

阿部清君。

4番（阿部 清君） 承認第1号についてお聞きしますけれども、国庫支出金からの補正予算の専決ということですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業、この中の給料、会計年度任用職員給398万2,000円上げられていますが、このワクチン接種事業でどのような業務に当たるのか。

もう1点、採用人数と採用の期間、その辺を教えてください。

議長（山田庄一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

2名を採用しております。

仕事の内容といたしましては、対策室においては現在の職員が配置しておりますので、今まで職員がやっていた分を全部割り振って、ふだんの健康診断の手続だとか、そういった形の仕事をしております。

以上です。

（「すみません、期間」の声あり）

子育て健康課長（上村真弓君） 期間は、一応ワクチン接種が終わる予定ということですので、一応令和3年度いっぱいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

11番石坂武君。

11番（石坂 武君） 委託料の関係で、接種の関係ですけれども、対象年齢については16歳の部分がどうなっているかを含めて教えていただきたいのと、これについては2回打ちを予定した中の対応なのか、その辺をちょっと教えてください。

議長（山田庄一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

対象年齢は16歳以上です。

接種も2回を予定をしている回数になっております。

議長（山田庄一君） 石坂武君。

11番（石坂 武君） 昨日、回覧と申しますか、周知のチラシが全戸配布かな、なっているんですけども、そこからいくと、国の部分が見えないというところがうんとあるようなんですけども、その辺で、日程等について若干狂うのかなというようなことが危惧されるわけですけども、その点はどう見ているかと、あと、会場について、集団と個別というようなことで書いてあったようなんですけども、具体的に、前に説明があったかもしれませんが、どういったところを予定しているかと、あと、接種の該当人数というのはトータル的に何人になるか教えてください。

議長（山田庄一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

1日付で全戸配布をさせていただきました。

予定については、まだ国のほうははっきりとしておりませんので、最初の予定よりは遅れる予定です。4月の中旬には、高齢者にクーポンが配布できるかなというところで、まだ、何日に配布しますというのがはっきりと見えておりません。

それから、場所ですが、個別と集団をみなかみ町では予定をしております。集団につきましては、今のところ旧水上町が観光会館、旧月夜野町が総合体育館、旧新治地区がいはるこども園の体育館を予定をしております。

人数につきましては、個別接種の委託料として、医療関係者、施設入居者が1,000人掛ける2回分、高齢者以外が3,000人を2回、医療関係者、施設入居者が300人の2回、高齢者以外が300人掛ける2回という委託料で計算をしております。

議長（山田庄一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） 高齢者からということの説明を受けたわけですけども、当初、ワクチンが入ってくる数が非常に少ないということが想定されるわけですけども、その中での優先順位はどう考えていますか。

議長（山田庄一君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上村真弓君登壇）

子育て健康課長（上村真弓君） お答えいたします。

先ほどの石坂議員の言うように、ワクチンが今大変数が少なく、はっきりとした数が分かりませんが、その中でも優先順位といたしましては、高齢者の入居者施設の方を優先に、それはクラスターとかを予防するためという形で、高齢者施設に入居している高齢者を優先というふうを考えております。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（発言する声なし）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて承認第1号の質疑を集結いたします。

これより承認第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて承認第1号の討論を終結いたします。

承認第1号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長(山田庄一君) 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 諮問第1号についてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として平成30年7月より活躍をいただいております、みなかみ町藤原4002番地の蛭谷利孝さんが令和3年6月30日をもって任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。つきましては、引き続き藤原4002番地の蛭谷利孝さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

蛭谷利孝さんにおかれましては、民生委員、児童委員をはじめとする公職経験が豊富で、人格、識見に優れ、人権擁護委員として適任者であります。

よって、適任とご意見をいただきたく、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

諮問第1号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて諮問第1号の質疑を終結いたします。

これより諮問第1号について、提案理由のとおり適任との意見とすることに対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は提案理由のとおり適任との意見とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任との意見に決定されました。

---

#### 日程第7 議案第1号 みなかみ町教育長の任命について

議長(山田庄一君) 日程第7、議案第1号、みなかみ町教育長の任命についてを議題といたします。

ここで田村義和教育長の退席を求めます。

(教育長 田村義和君退席)

議長(山田庄一君) 町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第1号についてご説明申し上げます。

現在、みなかみ町教育長として平成30年4月よりご活躍をいただいております田村義和氏が3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏をみなかみ町教育長として任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

田村義和氏は、昭和59年4月より群馬県公立学校教員に奉職し、以来、数々の教職を歴任され、また、利根教育事務所管理主幹、利根教育事務所長等を経て、みなかみ町教育長に就任されました。豊富な経験を持ち、人格高潔で、識見に優れ、誠実、円満なお人柄であり、みなかみ町教育行政の責任者として適任者であります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育長の任命について議会の同意を得たく提案するものであります。

なお、任期につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第1号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第1号の質疑を終結いたします。

これより議案第1号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第1号の討論を終結いたします。

議案第1号、みなかみ町教育長の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、みなかみ町教育長の任命については原案のとおり同意されました。

ここで、田村義和教育長の退席を解きます。

（教育長 田村義和君着席）

---

#### 日程第8 議案第2号 みなかみ町教育委員会委員の任命について

議長（山田庄一君） 日程第8、議案第2号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

現在、教育委員として平成25年よりご活躍いただいております利根川太郎氏が3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員として任命いたしたく、議会の同意を求めます。

利根川太郎氏は、豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、教育委員として適任者であります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本委員の任命について議会の同意を得たく提案するものであります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。

これより議案第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。

議案第2号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、みなかみ町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

---

日程第9 議案第3号 令和2年度(繰越)災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事の建設工事請負契約の締結について

議長(山田庄一君) 日程第9、議案第3号、令和2年度(繰越)災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事の建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第3号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、令和2年度(繰越)災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事の建設工事請負契約を締結するものであります。

2月10日、条件付一般競争入札に付し、契約金額9,020万円で利根郡みなかみ町湯宿温泉2086番地1、木内建設株式会社代表取締役木内孝広を契約の相手方として建設工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第3号について質疑はありませんか。

12番中島信義君。

12番(中島信義君) 今、町長より説明がありましたけれども、この場所は、具体的に言うところだか教えてください。

議長(山田庄一君) 農林課長。

(農林課長 原澤真治郎君登壇)

農林課長(原澤真治郎君) お答えします。

下羽場になるのですが、下羽場といっても広いですので、具体的な場所としますと、うららの郷があるかと思うんですが、それより北側、廻戸という地区になるんですが、それのうららから距離で100メートルあるかなしかぐらいかと思うんですが、その地区になります。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

中島君。

12番（中島信義君） 今、廻戸辺だと聞いたんですけれども、9,000万円というのは相当高額な金額だから、大規模な工事になると思うんですけれども、あれは国道よりか赤谷川沿いか、あるいは山側というんですかね、その辺具体的にちょっと、見えないので分からないんですけれども、もうちょっと詳しく言ってもらえるとありがたいんですけれども。

議長（山田庄一君） 農林課長。

（農林課長 原澤真治郎君登壇）

農林課長（原澤真治郎君） お答えします。

具体的に言いますと、うららの郷の北側の進入路がございます。それを入りまして、その突き当たり手前を右折をしまして、北上していきます。そうしますと、原沢孝一さんという畜産の農家の方の家があるんですが、その裏側といたしましうか、そのぐらいの位置になります。もし可能でしたら、後ほど、地図で説明をさせていただきます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

これより議案第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。

議案第3号、令和2年度（繰越）災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事の建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、令和2年度（繰越）災害復旧事業下羽場地区頭首工災害復旧工事の建設工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 令和2年度みなかみ町小中学校大型提示装置導入契約の締結について

議長（山田庄一君） 日程第10、議案第4号、令和2年度みなかみ町小中学校大型提示装置導入

契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 議案第4号についてご説明申し上げます。

本事業については、群馬県教育委員会において実施された共同調達に基づいて、町内全ての小中学校児童生徒に対して1人1台端末が整備されたことから、このタブレット端末を授業等で有効に活用するため、電子黒板及びインタラクティブ・プロジェクターを導入するものです。

令和3年2月17日に指名競争入札を行った結果、2,562万2,850円で前橋市元総社町521番地8、株式会社ナブアシスト代表取締役望月明夫が落札いたしました。当該者を契約の相手方として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第4号について質疑はありませんか。

4番阿部清君。

4 番 (阿部 清君) 議案第4号についてお聞きします。

小中学校への大型提示装置の導入ということですが、学校教育におけるICTの環境整備ということですが、いわゆる電子黒板ということですので各教室への常設になると思いますが、設置台数、購入台数ですか、それと各学校への配分、その辺を教えてください。

議 長 (山田庄一君) 教育課長。

(学校教育課長 高橋康之君登壇)

学校教育課長 (高橋康之君) それでは、お答えいたします。

先ほど、町長の提案理由にもございましたように、今回、電子黒板の機能がついたディスプレイと、電子黒板機能つきのプロジェクター、その2種類を導入する予定であります。

まず、電子黒板機能つきのディスプレイ、通称、電子黒板と呼ばれているものですが、これにつきましては、台座のついた移動ができるものを予定しております。

導入の数でございますけれども、古馬牧小学校で11台、これにつきましては普通教室に9台、特別教室に2台。次に、桃野小学校が10台、普通教室に8台、特別教室に2台。月夜野北小学校が9台、普通教室で6台、特別教室で3台。水上小学校が8台、普通教室で7台、特別教室で1台。藤原小学校で2台。新治小学校で10台、普通教室で9台、特別教室で2台。水上中学校で5台、普通教室で3台、特別教室で2台。藤原中学校で3台、普通教室で2台、特別教室1台。新治中学校で4台、普通教室に3台、特別教室に1台。それから、会議等で運用する予定であります教育委員会事務局に1台予定しております。

次に、電子黒板機能つきプロジェクター、先ほど、町長の提案理由でインタラクティブプロジェクターというふうにご提案申し上げましたけれども、これは通常の教室の黒板にマグネットでスクリーンを設置いたしまして、そこにプロジェクターで投影して、電子黒

板の機能を使うというものでございます。

月夜野中学校に12台予定をしております。

これにつきましては、統合後の中学校の学級数、生徒数を考慮いたしまして、今、教室の中の生徒の距離等も取る必要がございますので、通常の黒板に投影して全ての生徒が見やすいようにという配慮で考えております。

以上でございます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

12番中島信義君。

12番（中島信義君） この第4号についての指名競争、何社かということと、予定価格と最低価格をお願いします。

議長（山田庄一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） お答えいたします。

まず、入札には7社を指名しましたところ、先ほどのナブアシストが落札をしております。

予定価格につきましては、これは税抜きでございます。3,101万円でございます。

業者名、入札金額、これも税抜きでございます。順不同、敬称略で申し上げます。株式会社ナブアシスト、2,329万3,500円。NTTデータカスタマサービス株式会社東日本支社、2,580万円。株式会社ナカムラ、3,600万円。株式会社コーワパートナーズ、5,500万円。株式会社たけのうち電器、5,580万円。株式会社戸部商会、5,620万円。株式会社前橋大気堂、6,000万円。

以上でございます。

（「最低価格」の声あり）

議長（山田庄一君） 最低価格。

学校教育課長（高橋康之君） 今回、最低価格は設定してございません。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

これより議案第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。

議案第4号、令和2年度みなかみ町小中学校大型提示装置導入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、令和2年度みなかみ町小中学校大型提示装置導入契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第5号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第11、議案第5号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、市町村教育委員会における学校運営協議会の設置が努力義務となりました。

本町においても、令和3年度からみなかみ町立新治小学校をモデル校として、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置する予定で準備を進めております。学校運営協議会の委員は地方公務員法第3条第3項第2号に該当し、特別職の地方公務員の身分を有することとなりますので、学校運営協議会設置に伴う同委員の報酬につきまして、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第5号について質疑はありますか。

8番 高橋久美子君。

8番（高橋久美子君） この学校運営協議会委員ということなんですけれども、今のところ人員のほうというのは決まっているんでしょうか。

議長（山田庄一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） お答えいたします。

昨年の12月に教育委員会におきまして、学校運営協議会規則を制定をしていただきました。その規則の中で10名以内という形で人数を設定させていただいております。この範囲内で、学校規模に応じて人数を定めることとしております。

その内訳につきましては、保護者の代表の方、地域の方々、あるいは学校の運営に関連した活動をしていただく方、それと学校長等を想定しておりますけれども、これからモデル校であります新治小学校と相談しながら、人選につきましては決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

これより議案第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第6号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第12、議案第6号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

都市計画税は、地方税法702条の規定により都市計画法に基づいて行われる都市計画事業に要する費用に充てるため、当該市町村の都市計画法第5条規定により都市計画区域として指定されたもののうち、当該市街化区域及び市街化調整区域が指定されていない場合は、条例で定める区域の土地、家屋を課税客体として課税しております。

水上中部地区における都市計画事業は、都市公園事業において、湯桧曾公園を昭和58年度から平成12年度までの間、18年にわたり総事業費6億935万2,000円をかけ、4.4ヘクタールの整備を完了しております。

今回、公共下水道の計画については、人口減少等の社会情勢の変化や整備に要する時間軸、または国や県による汚水処理普及率の目標達成に向けた汚水処理手法の見直しの要請を勘案し、水上中部地区の汚水処理手法について検討を行ってまいりました。その結果、当該地区における汚水処理手法の見直しを行い、公共下水道から合併処理浄化槽による整

備を推進していくことといたしました。

今後においても、他の都市計画事業実施の計画がないため、都市計画事業の完了に伴い、都市計画税の課税区域の変更を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第6号について質疑はありませんか。

12番中島信義君。

12番（中島信義君） この議案第6号についてですけれども、都市計画区域というふうに、町長、今表現しました。我々が住んでいる中部地区を都市計画税の問題でいろいろ提案させてもらった経緯があるんですけれども、この資料の中に、区域が出ている場所というのは旧水上地区の栗沢までとなっていますが、それはそういう区域対象という考え方でよろしいのでしょうか。

議長（山田庄一君） 税務課長。

（税務課長 中島修一君登壇）

税務課長（中島修一君） お答えします。

みなかみ町都市計画税条例に、お手元の資料に課税区域の新旧対照表があると思うんですが、その中で課税区域につきまして、藤原、栗沢、藤原の向山、栗沢の各字別、それから向山、綱子、幸知、湯桧曾、大穴まで表示されております。条例で課税の区域を指定させていただきまして、課税をさせていただいているということでございます。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

10番鈴木初夫君。

10番（鈴木初夫君） この中に、藤原の項、栗沢の部とあるんですけれども、この部と項のちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長（山田庄一君） 税務課長。

（税務課長 中島修一君登壇）

税務課長（中島修一君） お答えします。

藤原の項、向山に項、あとの地区につきましては部ということでございまして、条例担当に確認をいたしまして、地区の指定につきましてはこういう形でなるということでございましたので、こんな形で表示をさせていただいております。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

久保君。

15番（久保秀雄君） 町長から今提案の理由を説明いただきました。

基本的には中部地区が下水道が通じていないと。それで、水上が都市計画に指定されてしばらくたつわけですけれども、鹿野沢以北については調査の結果、工事が困難である。こういうことの中で、長らくそのままになってきたと。そういう中で、中部の地区の人たちが何とか都市計画の事業を反映させてほしいと、こういうことであつたんだと。先ほど

説明がありましたように、都市公園として湯桧曾公園等が整備をされてきたわけですが、ここに来て下水の、下水というか、汚水処理方法の変換というか、そういうことを当局が新しい方策として出してきたのではないかな。今の現況を変革すると、そういう意味では大変前向きな取組なのかなと、こんなふうには思っているところです。都市計画税そのものが多くの地域に課税されているわけですが、この地域を都市計画から除外をする。

そしてもう一つは、去年だかおとし、水上地区内の都市計画道路、これを廃止したと。こんな、私は認識を持っていますけれども、みなかみ町が、これから都市計画税に基本的にどんな姿勢で対応していくのかなと、この辺の都市計画税に対するこれからの町の方針、そんなものがあればお聞かせをいただきたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 都市計画税については目的税ということで、都市計画事業を実施する地区を対象に税負担をお願いするというようになっております。現在もそういう方向でやっていますわけですが、この都市計画事業についてはいろんな事業があるわけですが、今回ご提案させていただく水上中部地区については、都市公園としては湯桧曾公園が整備終わっていますけれども、地域住民の方は、やはり下水道事業が都市計画に指定されたときは大いに期待をしていたんだというふうに感じております。それが諸般の事情等でなかなか実現が難しくなってきたということもありまして、これはもう合併前から旧水上地区では議論されていたことなんだと思うんですけれども、なかなかその整備が進まなかったというふうには思っております。最近もやはり地域住民の方は、これから下水道がどうなっていくのかという、そういう心配をされていると思いますので、下水道事業上、下水道として整備するのは難しいという判断をさせていただきました。

これからも、都市計画事業についてはいろんな事業がありますので、旧月夜野町については、用途区域を中心に都市計画事業を実施する。旧水上町については、都市計画税を負担していただいている地域を中心に都市計画事業を展開していく。そういった方向になっていくのかなというふうには思っております。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（発言する声なし）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第7号 みなかみ町国民健康保険条例及びみなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第13、議案第7号、みなかみ町国民健康保険条例及びみなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第7号につきましてご説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が2月3日に公布、同月13日より施行され、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2を削る改正が行われ、これに伴い新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の規定を引用して新型コロナウイルス感染症の定義をしている2条例、みなかみ町国民健康保険条例及びみなかみ町国民健康保険税条例について、法律改正と同様に新型コロナウイルス感染症の定義部分の改正を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第7号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、みなかみ町国民健康保険条例及びみなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、みなかみ町国民健康保険条例及びみなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第8号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第14、議案第8号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部

を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 議案第8号につきましてご説明申し上げます。

群馬県福祉医療費補助金交付要綱等の一部を改正する通知が令和2年12月2日付で群馬県より発出されたことに伴い、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容といたしましては、第2条第6項から第7項に「減額認定証」「電子資格確認」「電子的確認」の定義を追加し、第2条第3項及び第7条に重度心身障害者の食事療養費標準負担額の助成条件の規定を整理、第6条において被保険者証や減額認定証による確認に加え、電子資格確認、電子的確認による事項を追加する等であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第8号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第9号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について

議 長 (山田庄一君) 日程第15、議案第9号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 議案第9号についてご説明申し上げます。

介護保険第1号被保険者の保険料につきましては、保険者である市町村が3年ごとに介護保険事業計画の見直しを図り、保険料に反映させることが介護保険法の中で規定をされております。

今回、第8期みなかみ町高齢者保健福祉計画の見直しでは、令和3年度から令和5年度までの3年間における第1号被保険者数、また、介護及び介護予防サービスの利用者数や利用量、それに伴う介護給付費等を積み上げ、全体に係る事業量を推計し、算出をいたしました。

被保険者のうち、65歳以上の第1号被保険者の人口は、平成31年度以降ほぼ横ばい状態で推移する傾向ですが、介護保険の利用者数、利用量が今後さらに増加することが予想され、それに伴う介護給付費も年々増大することが見込まれることから、保険料の推計において今般の改定では保険料負担は増加することとなります。

なお、保険料の改定幅につきましては、制度利用に伴う給付費総額を必要最小限にとどめるとともに、介護給付費準備基金の取崩しなどにより、改定幅が必要最小限となるように努めたところです。あわせて、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、保険料の負担区分を9段階としております。

また、低所得者対策として、介護給付費の公費負担とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料負担の軽減を図ることとしております。

改正後のみなかみ町介護保険条例第3条の規定は令和3年度分の保険料より適用し、令和2年度以前の保険料については従前の例によります。

次に、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、令和3年2月13日に施行されたことに伴い、本条例附則第9項第1号について、新型コロナウイルス感染症の定義部分の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号について質疑ありませんか。

12番中島信義君。

12番 (中島信義君) 結構な金額が上がるんで、心配なところなんですけれども、この改正案で最低のアップ率、それと最高のアップ率等が分かったら教えてください。大体平均でどのぐらい上がるかも分かたら教えてください。

議 長 (山田庄一君) 町民福祉課長。

(町民福祉課長 松井田順一君登壇)

町民福祉課長 (松井田順一君) お答えいたします。

平均で11.3%程度の値上げとなる予定です。

議 長 (山田庄一君) 中島君。

12番 (中島信義君) 平均は11.3%と説明がありました。

最低のラインでどのぐらいのパーセントか、あるいは最高で何%ぐらい上がるのかとい

うのをもし分かったら、お答えいただければと思います。

議長（山田庄一君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 松井田順一君登壇）

町民福祉課長（松井田順一君） お答えいたします。

介護保険料につきましては、第1段階から第9段階までありまして、第5段階を標準としております。この金額が今まで年間7万7000円だったものが、7万8,700円という金額になります。これを基に第1段階のほうが一番安い階級になりまして、第9段階が一番高い段階となります。こちらのほう、基準額に対しまして、第1段階で基準額掛ける0.3、第2段階で基準額掛ける0.5、第3段階で基準額掛ける0.7、第4段階で基準額掛ける0.9、第6段階で基準額掛ける1.2、第7段階で基準額掛ける1.3、第8段階で基準額掛ける1.5、第9段階におきましては基準額掛ける1.7という計算した額になっております。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（発言する声なし）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

これより議案第9号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。

議案第9号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

議長（山田庄一君） ここで暫時休憩いたします。

再開を10時20分にします。

（10時07分 休憩）

---

（10時19分 再開）

議長（山田庄一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

発言の訂正

議長（山田庄一君） 先ほど、議案第4号、小中学校の大型提示装置の導入の件に関しまして、学校教育課長より訂正の申出があり、これを許可いたします。

学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） 先ほどの議案第4号に対します阿部清議員からの質問の中で、それぞれの小中学校の提示装置の内訳を申し上げましたけれども、数字の間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

新治小学校10台、そのうち普通教室9台、特別教室2台というふうにお答えいたしました。特別教室が1台でございました。

訂正してお詫び申し上げます。よろしくお願いいたします。

---

日程第16 議案第10号 みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第16、議案第10号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の介護サービスに係る基準について、3年に1度の介護報酬に係る改定と併せて社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、厚生労働省令第9条が令和3年1月25日に公布されたことにより、関係する4条例について一部改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化、感染症対策の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進、事業継続に向けた取組の強化、会議や多職種連携によるICTの活用等の措置を講じるための条項を追加するものであります。

施行日につきましては、令和3年4月1日となっております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第10号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

これより議案第10号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第11号 みなかみ町保健センター条例を廃止する条例について

議長(山田庄一君) 日程第17、議案第11号、みなかみ町保健センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第11号についてご説明申し上げます。

みなかみ町保健センターは、住民の健康の保持、増進を図るため、昭和55年に新治保健センターを設置し、昭和56年に水上保健センターを設置いたしました。

平成20年、みなかみ町公共施設の統廃合等検討委員会による最終報告書において、当該施設は、町の経費負担が生じている状況が改善されなければ5年後を目途に統廃合する施設にランクづけされております。この報告を踏まえ、現在まで段階的に、健康診断、健康相談、健康教育等の保健センター機能をみなかみ町保健福祉センターに集約してまいりました。また、合併以降、常駐職員は不在となっております。該当施設の老朽化に加え、事業の集約が整ったことから、条例及び関係規則の廃止を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第11号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

これより議案第11号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。

議案第11号、みなかみ町保健センター条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、みなかみ町保健センター条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第12号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第18、議案第12号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

今回の改正は、第2条第1項における特定事業の変更及び昨年度に続き附則第3項における借換え制度に係る特例措置の継続に伴う措置でございます。

群馬県では、中小企業者への支援策並びに小口資金に係る返済負担の軽減策として、平成15年度以降、融資を受けている事業者の売上額が減少等の要件を満たす場合、平成21年12月から借換え要件緩和の特例措置を行っております。

みなかみ町も群馬県と連携して運用していることから、附則第3項中の令和3年3月31日を令和4年3月31日に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

また、群馬県では、この特例措置から除く事業を特定事業としておりますが、コロナ禍における事業者支援の観点から、特定事業の見直しが行われております。こちらについても同様に連携して運用していくため、併せて改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第12号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

これより議案第12号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議案第12号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第13号 みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長(山田庄一君) 日程第19、議案第13号、みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第13号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、公営住宅法第44条第3項の規定に基づき、公営住宅の用途廃止を行い、定住促進住宅として活用を図るため、条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、平成31年3月26日に制定した本条例に新たに鹿野沢団地内の4部屋を追加し、定住促進住宅として運用を開始するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第13号について質疑ありませんか。

久保君。

15番(久保秀雄君) 今、町長から説明いただきましたように、公営住宅を定住者促進住宅に変えると、この部分については戸数の変更と、こういうことだと思います。

ただし、7条の関係で入居者の制約と、こういうものがあつたと思いますけれども、これが全て撤廃をされていると。聞くところによると、なかなか定住者住宅についても問合せはあるけれども、入居が決まっていないと、こういう話も聞いています。この入居条件というか、入居の資格の全廃をすると。その辺の意図を教えてくださいと思います。

議長(山田庄一君) 地域整備課長。

(地域整備課長 林 昇君登壇)

地域整備課長(林 昇君) お答えさせていただきます。

この7条につきましては、5年間という期限をつけるということで、入居する方々につ

いては、このとおり継続しているという形になっております。

以上です。

議 長（山田庄一君） ほかにありませんか。

久保君。

15番（久保秀雄君） 改正案のほうでも、入居期間というのは5年と。それで、必要があると町長が認めた場合は延長することができる。ただ、この文章がなくなっていると、単純な言い方をして、町内の在住者、それから町外の人たちも年齢制限、今は子育て世帯、若い夫婦と、こういう限定がされていますけれども、これが撤廃されると誰でも入れるんじゃないかと、こういう思いを持つ人が出てくるのかなと、こんなふうに思うわけですけども、その辺の周知の仕方というのか、一般の人たちに対して制約をかけていく中でのこの文章というのか、必要がないのかどうか、その辺の判断もお聞きしたいと思います。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 定住促進住宅については、入居制限はあまりないと思うんです。家賃が3万5,000円ありますけれども、それは払ってもらえると、そういうことがあれば、あとは特に入居の制限等はありませんので、いろんな方に使っていただきたいというふうに思っています。

議 長（山田庄一君） 久保君。

15番（久保秀雄君） この入居制限が撤廃される、単純な話をすれば、今、人口減少の中で町営住宅も空き部屋が多くなってきています。そういう意味ではいろんな人に利用していただきたいと、これは誰しも思うことなんだと思います。ただ、撤廃しても同じなんですよと、こういうことであるとすれば、なぜ、あえてこれを条例から外すのかなと、入居対象者というところを。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 今まで町営住宅だったものを定住住宅として運用していく場合には、当然公営住宅ですから、入居制限とか当然ありません。所得制限とか同居の方がいるとか、いろんな制限がありますけれども、今回のこの追加の4戸については、公営住宅の枠からは外しますよと、それで定住促進住宅に変えていくんですよという改正ですので、今までの町営住宅であったような入居条件というのは、そういうのは全て撤廃されていますので、いろんな方に利用していただけるのかなというふうに考えています。

（発言する声あり）

議 長（山田庄一君） 久保議員、3回になりました。

（「短く、もう1回」の声あり）

議 長（山田庄一君） じゃ、1点だけ許します。

15番（久保秀雄君） そうすると、いろんな人に入ってもらいたい、拡大をしていきたいと、こういうことでありますよと、子育て世帯、それから若い夫婦と、この枠を外すことも可能なんですよと、こういう理解でよろしいということですか。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 新旧対照表がついていると思うんですけども、現行の第7条に入居期間と

入居の条件とかありますけれども、それは撤廃しますよということですから、いろんな条件が撤廃されて、より利用する方にとっては利用しやすいように改善されているというふうにご理解いただければと。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。

これより議案第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

## 日程第20 議案第14号 みなかみ町地区公園条例の制定について

議長（山田庄一君） 日程第20、議案第14号、みなかみ町地区公園条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地区住民の合意の下まちづくり協定を締結し、町並み環境整備方針及び事業計画を作成し、店舗や旅館等の修景整備などを積極的に進めている事業であり、その中で地区公園を整備したものであります。平成21年9月に湯原地区において湯原温泉公園が完成、さらに本年度、湯宿温泉地区にゆじゅく温泉ゆうえんちと、両地区公園の整備が完了いたしました。適正な維持管理を行うため、みなかみ町地区公園条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第14号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第14号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町地区公園条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町地区公園条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第15号 指定管理者の指定について(みなかみ町保健福祉センター)

議長(山田庄一君) 日程第21、議案第15号、指定管理者の指定について(みなかみ町保健福祉センター)を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第15号についてご説明申し上げます。

みなかみ町保健福祉センターにつきましては、合併当初より事務所の一部をみなかみ町社会福祉協議会使用しております。地域福祉の身近な相談窓口として住民からも親しまれており、長期間にわたる施設管理の実績と地域福祉推進のためのノウハウも持ち合わせていることから、今回、特例指定として、指定管理者の指定を行うものであります。

内容につきましては、令和3年2月3日にみなかみ町公の施設指定管理者選定委員会において審議をいただいたところでございます。指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となっております。なお、指定管理料は年額500万円の上限です。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第15号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

これより議案第15号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、指定管理者の指定について(みなかみ町保健福祉センター)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、指定管理者の指定について(みなかみ町保健福祉センター)は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第22 議案第16号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長(山田庄一君) 日程第22、議案第16号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第16号につきましてご説明申し上げます。

本協議は、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく公務上の災害に対する補償の制度が定められていない者に対する補償事務について、館林市が新たに群馬県市町村総合事務組合の組織団体となり、令和3年4月1日から共同処理を行うため、規約変更について地方自治法290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第16号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

これより議案第16号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いた

します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第17号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

議長(山田庄一君) 日程第23、議案第17号、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第17号についてご説明申し上げます。

本議案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に令和3年4月1日から、沼田市、安中市、甘楽町、長野原町、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、西吾妻環境衛生施設組合、邑楽館林医療事務組合、西吾妻福祉病院組合及び吾妻環境施設組合が、令和3年12月24日から富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が加入し、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項によって準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を得たく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第17号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。

これより議案第17号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。

議案第17号、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第18号 町道路線廃止について

議案第19号 町道路線認定について

議長(山田庄一君) 日程第24、議案第18号、町道路線廃止についてから議案第19号、町道路線認定についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第18号、第19号について、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、町の道路計画により現在認定されています町道のうち、7路線を廃止し、新たに14路線を認定するものであります。

議案第18号では、町道の改良を理由に4路線、町道内の踏切廃止を理由に1路線、地区申出を理由に未整備路線を廃止するものが2路線、計7路線、総延長1,781メートルを廃止するものであります。

議案第19号では、この廃止路線のうち、路線の組替えを行ったものを2路線、一部農道により統廃合した路線を3路線、計5路線の再認定をするとともに、新たに整備する路線を1路線、町管理の農道から編入するものを5路線、県からの移管予定となっている路線を3路線、計9路線を新規に認定し、合わせて14路線、総延長3,422メートルを認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第18号について質疑ありませんか。

13番阿部賢一君。

13番(阿部賢一君) 確認も含めてちょっと質問させていただきます。

湯宿温泉地内については、これは湯宿温泉公園の整備に伴う進入路による組替えという理解でよろしいのかと、また、このような町道の廃止、認定をしたときの、いわゆる廃止になる部分もあるわけですが、地元への説明等についてはどのようなやり方で行っているのか。

議長(山田庄一君) 地域整備課長。

(地域整備課長 林 昇君登壇)

地域整備課長(林 昇君) お答えいたします。

湯宿温泉の路線については、議員がおっしゃられたとおり、公園ができたり、そういった整備の形の中で組替えを行って、合わせられるものを全て合わせていくというような形になっています。

今回、師の5号線と8号線においては地域の申出、河川の購入等々がありまして、払下げがありまして、それに伴った町道を認定から外して、その方が払下げを受けるというような形になっておりますけれども、こちらについても地元区長さんの了承を得て進めると、そういった形で行っております。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

16番小野章一君。

16番（小野章一君） T10-065について、上牧の65号線の町道の路線廃止であります。この関係については、後の議案第19号でも認定の形で出てくるわけでありまして。これ、本来は今認定されているものは、1路線という形の中で全線認定をされているわけでありましてけれども、次に出てくる19号においては認定されております。それで、今回の中では、この1路線を一部を抜いて廃止するということでもあります。今まで1つのものが2路線に分かれるということでもあります。この関係につきましては、いろいろの理由等もあるわけでありましてけれども、一つは認定道路の機能を失ったようなこと等も考えられることでもありますけれども、先ほど阿部賢一議員の中にもありました、一つの廃止をするという義務の中に地元の説明、要するに土地所有者の全ての承諾が必要であるということが記されているわけでありまして。この関係、原則としてそういうことがあるわけでありましてけれども、この2路線に分けなくてはならないという事情と、地元の隣接する所有者に承諾が得られているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えさせていただきます。

この上牧65号線におきましては、現在整備を進めさせていただいております真政線の踏切の整備という形の中で、レイアウトを協議したところ、あそこの学校裏踏切の移設とともに、遮断機のない踏切がみなかみ町内に4か所ございます。そのうちの1か所をなくしてくれということでJRからの指示がありました。そのため、上牧地区に2基、小日向に2基存在するという形の中で、利用量等々を模索したところ、一番使っていないところ、上牧の踏切を閉鎖というような形をさせていただきました。その閉鎖に至っては、上牧と協議を行ったところ、当該踏切は特に問題ないであろうということで、線路の山側と谷川で2路線の町道認定という形で今回提案をさせていただいております。

よろしく願いいたします。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

小野君。

16番（小野章一君） 関連でありますけれども、この廃止ということと認定ということは、やはり同じ路線ということ为先ほど申しましたけれども、いろいろ道路法の規制の中に当てはま

る部分が、廃止と認定という部分には、道路が地図上、構図上、存在しても、そういうこともあろうかというふうに思います。踏切ということの中でのJR、または地元の区と話すということでございますけれども、こういった関係も含めて、同じ路線でありながら、なぜ2つに分けるのかなというところが疑問でありました。そんなことで質問させていただきました。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（発言する声なし）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。

次に第19号について質疑ありませんか。

11番石坂武君。

11番（石坂 武君） 認定調書のT01-230、後閑235号線について、先般1月の全員協議会の席上、まさにこの場所についての有効活用について質問をさせていただいた経緯があります。そのときには、ワンワンステーション等々の調整が必要であり、現状未定であるというようなことの中で、具体的な回答を説明いただけなかったと思うんです。

しかしながら、僅か1か月ほどの期間で、今回町道認定について議案が提出されたというわけなんですけれども、既に1月の全協の時点で詳細が決まっていたんじゃないかというように疑義があるわけなんですけれども、その辺を教えてください。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えいたします。

このところのご指摘のある場所につきましては、用地について2名の所有者がおりました。そちらの方に一応現在無償で用地を借りているというような状況の中であるんですけれども、やはり草が生えたりとか、そういった形の中で、現在そちらのほうに盛土をして、バスの待合所的な形にさせていただいているんですけれども、そういった形になった場合に、やはり土地の購入を視野に入れていかないといけないという形になっていこうかなと思っております。そのためには町道認定をしないと土地の購入、そういったことができない形の中で、今回入れさせていただいたというような形になっております。

議長（山田庄一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） 今、回答いただいたんですけれども、当然その時点で町道認定の話はあったんだろうと、そういうふうに思うわけです。だから、その辺がちょっと残念だなということで、なお、町道認定に向けては、さっき廃止のほうで話が出ましたけれども、当然地主やあるいは建物の所有者には、説明なり了解は得ているということでよろしいでしょうか。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） 今回、購入……、今借りているところにつきましては地主さんには承諾を得ております。

（「建物の場合は」の声あり）

地域整備課長（林 昇君） 建物のほうの方には、取りあえず、今のところ説明等々はしてござい

せん。

議長（山田庄一君） 石坂君。

11番（石坂 武君） やはり建物のほうも、所有者には事前に説明なりをしておく必要が当然あるんだらうと思います。角地については、常に土が盛られて舗装までしてあるわけですが、当然、土地所有者との契約に基づいて行っているということの解釈でよろしいかと、かかる経費については町が負担する状況にあるのか伺いたいと思います。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） かかっている経費については町の、今、駅坂線の工事と、改良工事を行っておりますけれども、そちらと一緒にやらさせていただきたいということで、前回全協のときも説明させていただいたと思うんですけれども、そういった形の中で行っております。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

中島君。

12番（中島信義君） 今、石坂議員が質問したところは今多分舗装になってきて、その事前説明があったというふうに今聞いたんですけども、ちょっと頭に残っていないんで、工事そのものがもう行われているから、事前着工とか、そういうふうに当てはまるかどうかというのがまず1点と、M11、高日向30号線、ここの赤いところ、一部県道からまだ道路がないところが町道認定というふうになっております。この辺の道路がないところ、経緯について説明を求めます。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えします。

先ほどのそちらの道については、中島議員から、あそこが空き地になってはいますが、どのような活用方法があるんですかというお答えに、舗装をかけて、草が生えないような形をさせていただきたいという話をさせていただいたわけでありまして。

それから、ただいまいだいた高日向の30号につきまして、道路が開いていないところに町道認定とはということなんですけれども、町道認定につきましては、計画路線につきまして町道を認定して、その後計画していくと。そうでないと、用地の購入とかそういったものも動けない状況ですので、順番的にはこれで正解ということになります。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

中島君。

12番（中島信義君） この高日向の町道について、以前、今この赤い路線、県道から直線になっている部分、その北側100メートル足らずのところ、住宅のほうから1本道を開けてくれないかという多分要望書が出ていたような気がしたんですけども、ちょっとそれが記憶が間違っていれば謝りますけれども、それにある程度絡めてのそういう町道認定ということになるのか。または、ここの町道の幅員だとか、その辺のところをちょっと分かる

範囲で教えてもらえればありがたいんですが。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えいたします。

たしか5年ぐらい前に高日向区から、あそこのパチンコ屋さんがあった外側に道路をつけていただきたいという要望をいただいて、その後今回の砂防の工事が入ってくるという形の中で県と協議したところ、県が作業用道路として開けますので、その後町道で受けただければというようなお話をいただいております。

現在、当初7メートル道路というような話もあったんですけども、その部分については県は工事用道路で4メートル、側溝を入れて4メートルの幅というような形の中での整備という形でしたので、その外側については町で購入していただきたいという話がありましたので、そこはお断りをさせていただいて、側溝を含めた4メートル幅員で整備を進めていただけるという形になろうかと思っております。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

小野君。

16番（小野章一君） 先ほどの石坂議員の質疑と同じことなんですけれども、この土地に関しては、今回この議案の中で町道路線の認定の提案をされているわけでありまして、先ほど、課長もいろいろ石坂議員の質問に対して答えておられましたけれども、やはりここには、ここで見えますけれども、1戸を昨年壊したわけでありまして、それで更地にされたわけなんですけれども、今年に入って、最近だと思えるんですけれども埋め土をして、そしてアスファルトをかけたということで非常にいい形の整備ができたわけでありまして。

これはこれとして、やはり道路認定前に、その思いの中でこういうふうにしたほうがいいということは分からないでもないですけれども、まだその後について解決がされていない中でそこだけ町費を使ってのり面を造り、階段を造り、上にアスファルトをかけということが現実いいものかどうかということと、あと1点、やはり地権者、そして建物の権利者も存在するふうに想像するわけでありましてけれども、この道路認定に当たっての説明、それとそういった形をされているのかどうかということは、あと1回ご回答願いたいというふうに思っております。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えさせていただきます。

町道の道路認定におきましては、先ほども述べたように、計画段階前から町道認定という形を行って、その後用地の買収、そういった形で動いていきます。今回動いている都市計画道路についても、長年あいった形で工事が進んでおりませんでしたけれども、工事が進む前から町道認定という形になっておりますので、順番的にはそういった形の中で、今後地権者の方等々と協議をしながら進めていくというような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

小野君。

16番（小野章一君） やりたいこと、また、後閑駅前広場の整備ということは、便利になることは誰もが願っていると思うんですけども、いろいろの一つの順序としてそういうことを、これから、先ほども申しまして二重になりますけれども、認定された後にするのは、これは先ほども申した道路規則の中の一旦で適用されるというふうに思っておりますし、整備も必要とは思いますが、やはりこういったものについては、二重にも権利関係があるという部分では、僅かな何十メートルというところですけども、ちゃんと事前の説明をしながらやっていくのが筋じゃないかなということと、せつかく道路認定をして、これから全部よしとして計画がなされたときに、またそこをいじるというようなことも考えられるわけですけども、それについては、やはり一つの路線の中での先行投資みたいな形に見えてしまうんじゃないですか。そこら辺のところをお答えください。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えします。

実際、先行投資というような形になるように見えるというご質問ですけども、実際その先につきまして、住宅にまだ生活をなされている方がいらっしゃるというような形の中から、非常にそこから先については厳しいのかなと。かといって、あそこの駅前のところをあのまま草ぼうぼうと、去年も2回ほど草刈りをさせていただいているんですけども、そういった形よりは、やはりある程度埋立てをして有効利用させていただいたほうが土地の所有者さんも納得しているという形の中で、今回ああいった形で整備をさせていただいたということでご理解いただければと思っております。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（発言する声なし）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。

---

議長（山田庄一君） これより議案第18号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、町道路線廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、町道路線廃止については原案のとおり可決されました。

---

議長（山田庄一君） これより議案第19号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（発言する声なし）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。

議案第19号、町道路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、町道路線認定については原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第20号 令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）について

議案第21号 令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（山田庄一君） 日程第25、議案第20号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）についてから議案第21号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまで、以上2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第20号から議案第21号まで一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第20号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,635万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億3,149万3,000円とするものでございます。

歳出補正の主なものは、2款総務費では、1項総務管理費9,430万円の増額は、ふるさと応援基金管理事業7,700万円、みなかみ・水・「環境力」基金管理事業1,300万円、ふるさと納税推進事業1,080万円が主なものです。3項戸籍住民基本台帳費936万3,000円の増額は、住民基本台帳管理事業です。

3款民生費では、1項社会福祉費2,394万4,000円の増額は、障害福祉サービス事業3,035万7,000円が主なものです。2項児童福祉費63万4,000円の増額は、保育等施設給付事業です。

4款衛生費では、1項保健衛生費2,484万円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業2,538万6,000円が主なものです。

6款農林水産業費では、1項農業費500万円の増額は、地産地消推進事業です。2項林業費2,215万円の増額は、里地里山保全整備事業2,600万円の減額が主なもので

す。

7款商工費では、2項観光費3,255万4,000円の増額は、地域ポイントシステム運営活用事業です。

8款土木費では、1項土木管理費896万2,000円の減額は、県急傾斜地崩壊対策事業費負担事業です。2項道路橋梁費9,300万円の増額は、道路ストック総点検老朽化対策事業2,700万円及び道路除排雪事業6,600万円の増額です。5項住宅費1,643万5,000円の減額は、耐震改修等事業1,143万5,000円の減額が主なものです。

9款消防費では、1項消防費26万2,000円の増額は、利根沼田広域消防運営費負担事業です。

財源となる主な歳入補正については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、町税では町民税2,000万円、入湯税5,700万円の減額、使用料及び手数料では、1,305万5,000円の減額となっています。

国庫支出金5,331万1,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金2,538万6,000円、防災安全交付金2,330万円が主なものです。

県支出金2,179万8,000円の減額は、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金2,600万円の減額が主なものです。

寄附金9,000万円の増額は、ふるさと寄附金です。

繰入金1億3,693万2,000円の増額は、財政調整基金繰入金です。

雑入3,400万円の増額は、電子地域通貨チャージ収入4,000万円が主なものです。

町債4,370万円の増額は、減収補填債4,000万円が主なものです。

令和2年度から3年度への繰越明許費は、第2表のとおりであります。災害によるものや、関係機関、地元等との調整に不測の日数を要した事業等、年度内に事業が完了できない見込みのため、総額で15億8,268万2,000円の繰越明許をお願いするものであります。

なお、地方債補正につきましては、第3表のとおりであります。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第21号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,080万円とするものです。

歳出補正では、2款下水道事業費1,500万円の増額は、公共下水道費（水上処理分区維持管理事業）です。

財源となる歳入補正は、繰越金1,500万円の増額です。

令和2年度から3年度への繰越明許費は、第2表のとおりであります。関係機関との調整に不測の日数を要した事業等、年度内に事業が完了できない見込みのため、総額で2,130万円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が下水道事業特別会計の補正内容であります。

議案第20号から21号まで一括して説明をさせていただきました。よろしくご審議の

上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 町長の提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第20号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）についてから議案第21号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまで、以上2件の質疑以降について、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、令和2年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）についてから議案第21号、令和2年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまで、以上2件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

- 日程第26 議案第22号 令和3年度みなかみ町一般会計予算について  
 議案第23号 令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について  
 議案第24号 令和3年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について  
 議案第25号 令和3年度みなかみ町介護保険特別会計予算について  
 議案第26号 令和3年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について  
 議案第27号 令和3年度みなかみ町水道事業会計予算について

議長（山田庄一君） 日程第26、議案第22号、令和3年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第27号、令和3年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第22号から議案第27号まで一括してご説明申し上げます。

議案第22号から順次説明をさせていただきます。

一般会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億円と決めました。前年度対比0.8%の減であります。

歳出の主な内容を申し上げますと、1款議会費、1億3,882万5,000円は、議員報酬等であります。

2款総務費21億8,655万2,000円は、総務管理費が18億8,775万2,000円で、主な内訳は職員人件費等の一般管理費8億2,084万7,000円及び企画費3億5,343万5,000円、地域振興費2億1,201万5,000円であります。

3款民生費27億2,115万5,000円は、社会福祉費が17億9,365万3,000

0円で、主なものは障害者福祉費5億1,934万3,000円、介護保険費4億6,748万1,000円及び後期高齢者医療費4億1,056万7,000円であります。また、児童福祉費9億2,746万3,000円は、児童手当費等の児童措置費2億582万2,000円及び保育等施設費5億7,804万2,000円などであります。

4款衛生費11億4,766万円は、保健衛生費4億6,975万7,000円の主なものは国民健康保険費2億534万1,000円、清掃費6億3,115万円の主なものは奥利根アメニティパーク管理費4億7,547万7,000円であります。

5款労働費1,610万6,000円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金であります。

6款農林水産業費6億8,119万1,000円は、農業費が4億5,010万4,000円で、主なものは農業振興費1億336万7,000円及び農地費1億2,948万5,000円です。林業費は2億3,108万7,000円で、林業振興費1億8,861万2,000円などあります。

7款商工費5億6,648万6,000円は、商工総務費等の商工費が1億1,120万4,000円で、観光費4億5,528万2,000円は、観光振興事業等の観光総務費2億5,208万4,000円などあります。

8款土木費19億1,342万1,000円は、道路橋梁費が10億9,696万1,000円で、道路新設改良費3億2,499万5,000円、橋梁維持費2億941万円及び除雪費2億8,288万8,000円などあります。都市計画費6億4,580万5,000円では、公共下水道費4億5,038万9,000円が主なものです。

9款消防費8億8,044万2,000円は、利根沼田広域消防費の常設消防費3億6,449万5,000円及び防災行政無線整備事業等の防災費2億9,692万1,000円が主なものであります。

10款教育費16億2,695万4,000円は、小中学校統合推進事業及び町立小中学校統合学校教育施設整備基金管理事業等の教育総務費5億8,510万7,000円、利根沼田学校組合地方交付税交付事業等の高等学校費4億2,167万4,000円、社会教育費1億5,924万5,000円及び学校給食費2億3,070万5,000円が主なものです。

11款災害復旧費6,018万3,000円は、農林水産業施設災害復旧費が主なものです。

12款公債費21億852万2,000円は、町債の元利償還金及び一時借入金利子であります。

13款諸支出金250万3,000円の主なものは、土地開発公社に対する補助金であります。

次に、財源となる歳入の主なものは、町税28億3,010万円、地方消費税交付金3億4,000万円、地方交付税42億5,000万円、国庫支出金9億1,125万4,000円、県支出金8億4,857万8,000円、繰入金17億733万5,000円及び町債19億1,740万円あります。

なお、地方交付税等の依存財源については、国の地財計画等を参考として、また、町税

等の自主財源については、過去の実績や新型コロナウイルス感染症の影響による減収を見込んで算出をしております。

債務負担行為については、第2表のとおりであります。施設の指定管理等について、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

また、地方債であります。第3表のとおり総額は19億1,740万円です。内訳は臨時財政対策債5億円、過疎債8億8,300万円、合併特例債2億4,690万円、緊急防災減災事業債2億7,800万円等であります。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第23号についてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,800万円と決めました。前年度対比9.7%の減であります。歳出の主なものは、2款保険給付費15億4,599万9,000円は、療養諸費13億4,335万9,000円及び高額療養費1億9,030万2,000円などであります。

3款国民健康保険事業納付金5億5,092万円は、医療給付費分3億7,310万円及び後期高齢者支援金等分1億3,910万円などであります。

財源となる歳入の主なものは、国民健康保険税4億2,132万円、県支出金15億4,248万1,000円及び繰入金1億9,380万1,000円であります。

以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に、議案第24号についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億800万円と決めました。前年度対比3.0%の増であります。

歳出の主なものは、1款総務費359万3,000円は、総務管理費59万2,000円及び徴収費300万1,000円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金2億7,384万7,000円は、保険料、負担金等であります。

4款保健事業費1,897万3,000円は、健康診査事業であります。

財源となる歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億8,216万円及び繰入金9,163万7,000円であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第25号についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,300万円と決めました。前年度対比1.3%の増であります。

歳出の主なものは、1款総務費3,196万5,000円は、総務管理費503万4,000円及び介護認定審査費2,290万4,000円などあります。

2款保険給付費27億1,000万円は、介護サービス等諸費24億7,152万円、特定入所者介護サービス等費9,227万6,000円が主なものです。

3款地域支援事業費1億1,541万2,000円は、介護予防事業費6,569万2,000円及び包括的支援事業費4,683万円などあります。

財源となる歳入の主なものは、介護保険料5億4,808万1,000円、国庫支出金7億2,540万円、支払基金交付金7億4,953万4,000円、県支出金4億1,883万9,000円及び繰入金4億1,758万2,000円であります。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に、議案第26号についてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,300万円と定めました。前年度対比0.5%の増であります。

歳入の主なものは、2款下水道事業費3億2,019万8,000円は、公共下水道費7,932万9,000円、特定環境保全公共下水道費5,066万8,000円及び流域下水道費1億8,224万2,000円などであります。

3款公債費4億1,000万円は、長期債償還元金及び利子であります。

財源となる歳入の主なものは、使用料及び手数料2億4,304万5,000円、繰入金4億5,038万9,000円及び町債1億1,780万円であります。

債務負担行為については第2表、地方債については第3表のとおりであります。

以上が下水道事業特別会計の概要であります。

次に、議案第27号についてご説明申し上げます。

水道事業会計の収益的収入では、水道事業収益3億8,900万円の主なものは水道料金等であります。

収益的支出では、水道事業費用3億8,000万円の主なものは、営業費用では原水及び浄水費8,696万8,000円及び減価償却費1億4,538万8,000円となっており、営業外費用では企業債利息等1,583万円などあります。

資本的収入では、水道事業資本的収入1億5,400万円は、企業債6,510万円、工事負担金4,809万8,000円などあります。

資本的支出では、水道事業資本的支出2億7,200万円は、施設建設改良費1億7,566万5,000円及び企業債償還金9,633万5,000円であります。

以上が水道事業会計の概要であります。

議案第22号から27号まで一括して説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

**議長（山田庄一君）** 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑につきましては後日予算連合審査会を開催いたしますので、詳細につきましてはそちらでお願いしたいと思います。ここでは、大枠のところの質疑とさせていただきます。

まず、議案第22号について質疑ありませんか。

（発言する声なし）

**議長（山田庄一君）** ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

次に、議案第23号について質疑ありませんか。

（発言する声なし）

**議長（山田庄一君）** ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたします。

次に、議案第24号について質疑ありませんか。

(発言する声なし)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第24号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第25号について質疑ありませんか。

(発言する声なし)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第26号について質疑ありませんか。

(発言する声なし)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。  
次に、議案第27号について質疑ありませんか。

(発言する声なし)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第22号、令和3年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第27号、令和3年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件の質疑以降については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、令和3年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第27号、令和3年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件の質疑以降については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議長(山田庄一君) 暫時休憩いたします。

再開を1時からにします。

(11時35分 休憩)

---

(13時00分 再開)

議長(山田庄一君) 午前に引き続き会議を再開します。

---

#### 発言の訂正

議長(山田庄一君) 午前中の議案第13号、みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例に関しての久保議員に対し、町長から発言の訂正の申出がありました。これを許可します。

町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) すみません、議案第13号、みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関す

る条例の一部を改正する条例についての質疑の中で、久保議員の質疑に対しまして、私は、入居制限はなくて誰でも入居できるんだというような答弁をさせてもらったんですけども、実はこの条例の中の3条で、入居対象者ということで、「定住促進住宅の入居対象者は、町内に住所を有する者又は本町に移住を希望する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。」ということで、(1)で、「若年夫婦（入居時に夫婦の年齢の合計が90歳未満の夫婦をいう。）」、(2)で、「子育て世帯（入居時に中学校卒業までの子供又は妊婦がいる世帯をいう。）」という規定がございます。さらに、第7条で入居期間という規定があるんですけども、前段で今回決めていただきました5年と、さらに必要がある場合は2年延長することができるということで、その下段に入居対象者という整理をしてございます。そこにも若年夫婦、子育て世帯ということが書かれてありますので、重複して規定する必要がないということで、この第7条の若年夫婦、子育て世帯については削除するという今回の条例改正の提案でございます。

したがいまして、3条に入居対象者ということで、若年夫婦、子育て世帯という項目が残っておりますので、今後入居される方については、こういった方に入居していただきたいということで訂正をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

---

## 日程第27 一般質問

### 通告順序1 6番 窪田金嘉 1. 町の未来を考える

議長（山田庄一君） 日程第27、一般質問を行います。

一般質問については、4名の議員より通告がありました。

本日は、1名の方の質問を許可いたします。

6番窪田金嘉君の質問を許可いたします。

窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

町長はお疲れのところ申し訳ございませんが、50分間だけお付き合いをいただきたいと思っております。

今回、予算の月なんですけど、予算は町民の未来を示唆するものでございます。そういう意味からちょっと県の予算も見てみました。そうしましたら、県の予算は、コロナ封じ込め、新たな未来構築の両立を挙げ、デジタル化推進や教育改革などにも重点配分し、新たな富や価値の創出に挑んでおります。新たな未来構築としては、観光戦略の構造転換、そして、eスポーツ推進に配分したと強調しております。

私が注目したのは、観光戦略の構造転換です。みなかみ町も観光戦略の構造転換に目を向けるべきと思ひ、今回の質問に観光協会の構造転換についてちょっとお伺いをすることになっております。

予算に関しては少しだけ最後になりますが、今回は、第32次地方制度調査会の最終答申に注目しました。今回の答申は、今までとは全く違った視点で課題に取り組んでいるからです。答申は、地方において人口減少、特に生産年齢人口減少が深刻化し、65歳以上の高齢者人口がピークを迎え、85歳以上が1,000万人を超える2040年から逆算して顕在化する諸課題に対応する観点から、必要な地方行政体制の在り方について、調査、審議が行われてきた内容です。過去からの延長線ではなく、2040年を展望して見えてくる変化、課題とその課題を克服する姿を想定した上で、現時点から取り組むべき方策を整理する視点が重要であるというところに私は共感しました。

つまり、第2次地方制度調査会の最終答申では、地方公共団体には、豊かで多様な価値観を背景とする住民の暮らしを持続可能な形で支えていくことを求められていることから、2040年にピークを迎える諸課題を解決するために、今2021年から何をすべきかというものを問うものです。

2040年までには、介護需要は増え続け、介護、医療費ともに想像以上に膨れ上がります。高齢者の運転免許の返納も増え、公共交通の必要性も高まるばかりです。また、水道などのインフラの老朽化により、国や自治体の維持管理費が最大1.4倍になると見込まれております。高齢化が加速する都市部への人口流出も減少することはありません。この厳しい状況下で必要な行政サービスを維持し、活力を保つのは容易なことではありません。

今後の対策として、国は働き方改革の進展や、副業、兼業による人材の共有を通じ、人口を奪い合う競争から協調へ転換の必要性を訴えております。人工知能などを活用し、地域の利便性を高めるスマートシティの実現も提唱しています。

そこで、第32次地方制度調査会の最終答申を基に、今みなかみ町が2040年を見据えた諸課題の改善策を実現可能にするために質問したいと思います。

その前に、前回の質問で第3子誕生の実現についてお聞きしました。その後、群馬県内で第3子誕生に対する施策を実施している市町村はないのかなと調べたところ、私の調べなんですけれども、既に実施している市町村がありました。群馬県内で初めて実施ではなくなりましたんですが、合計特殊出生率2.1を実現させるためには、第3子誕生が必須条件になります。何が何でも第3子が生まれる環境づくりを目指すべきと考えますが、町長はいかがでございますかという質問です。よろしくお願いします。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 人口減少対策については、以前から申しているようにやはり町の最重要課題だという認識は持っております。ただ、これをやればいいというだけの簡単な問題ではないという認識でいます。様々な施策を展開する中で、人口問題を克服していきたいという、そういう認識でいます。

窪田議員のおっしゃることは、子育て世帯に支援をしろということなんだと思うんですが、日本創成会議・人口減少問題検討分科会では、多子世帯へ一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備するというのを、これを掲げております。具体的な施

策の内容といたしましては、子育て、保育、教育、住居など、様々な面での経済的負担軽減や、地方自治体、企業など、社会の全ての構成員の協力により多子世帯への一層の配慮、優遇措置を促進するということがあります。

具体的な取組としては、現在も一定の要件の下でみなかみ町でも行われておりますけれども、児童手当や幼児教育、保育などの充実、保育所等の第3子以降の保育料の無償化対象拡大、保育所の優先利用などがあります。町はそれらを含めた様々な子育て支援を行っております。政府が推進している多子世帯支援策との考えと大きな隔りがあるとは思っていません。町としては、少子化対策の一環として、給付金などの子育て支援に加え、住宅施策など、実情を踏まえた取組を行っていきたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 最初の質問でもう一つ聞くのを忘れていまして、お答えになったんでいいんですけども、国の施策が平成26年5月26日の日本創成会議の人口減少問題検討分科会で、ストップ少子化、それから地方元気戦略というのがありまして、多子世帯支援ということで、多子世帯支援が子供が多いほど有利な税、それから社会保障、多子世帯住宅、これを国が本気で推進しているんです。私がずっと質問してきたのは、この施策があるからしつこくやってきたんです。町長のお答えが少しこの国の施策と隔りがあるなと感じていて、それを今回最初の質問にしようと思っていたんです。そうしたら、ちょっと上がっていまして、それを外しましたけれども、その辺だけ、ちょこっとだけ、その隔りがちょっとあるように感じることを教えていただけるとありがたいですけども。

町長（鬼頭春二君） 先ほども、通告書にありましたんで答弁させていただきましたけれども、町は大きな隔りがあるというふうには思っていないです。今できる施策の中で、先ほども申し上げましたけれども、児童手当や幼児教育、保育などの充実、第3子以降の保育料の無償化の対象拡大、保育所の優先利用などを行っております。これら様々な子育て支援を行っていて、政府が推進している多子世帯支援策との考えに大きな隔りがあるというふうには感じておりません。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 私が、第3子誕生に5万でも3万でも支給してほしいという質問をずっとしてきましたけれども、ずばり第3子にお金を毎月出すという市町村があったんです。僕が調べたところ、あったんですけども、当局は調べてありましたかね、そういう市町村。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 県内で第3子誕生に毎月給付を実施している自治体があるかどうかというご質問ですけども、子育て支援として毎月給付している県内の自治体は、上野村が施策としてやっているというふうに伺っております。がんばる子育て応援手当及びがんばる子育て応援特別手当として、第3子以降の子に対し月額1万円、または5万円を支給していると。いずれも支給は第3子以降の子が18歳までですけども、特別養育手当は所得制限を設けながら実施しているというふうに聞いています。

実情どんな数になるのかという、調べてもらったら、受給者数で1万円が19人、5万円が2人だそうです。6か月を超える住民票を登録している方とか、出生時から住民登録している方、所得制限で受給者、親等で250万以下の所得、世帯全体で収入合計600万以下といった取組をしているということは伺っております。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 上野村は1万円毎月出しているんですね。いやあ、いいなあと思っ  
ていてね、できればやっていただけるとうれしいなと思っているんですけども。

それを踏まえて、第32次地方制度調査会の最終答申の中にやっぱり自然動態、社会動態の人口構造対策が、実際には2020年のみなかみ町の町勢要覧を見れば分かるんですが、人口構造を分析することで、今後の人口減少対策の方向性が見えてくると思っているんです。ですから、できればそれも具体的に、今みたいに、よその市がやっているようにやっていただけるとうれしいと思うんですが、人口構造がどういう……、これから質問するんですが、構造改革が、変えていくという、人口構造改革、変えていくという視点ではどうでしょうかね。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 同様の質問を12月の一般質問でもお答えしておりますけれども、人口減少の問題にやっぱり特効薬はないんだというふうに思っています。町では、将来的に人口構造の安定を目指して、様々な分野にわたり総合的な取組を長期的、継続的に推進していくことが重要なんだというふうに考えています。

社会動態対策では移住者の促進を図っています。具体的には、移住希望者向けの個別相談会や情報の発信、移住コンシェルジュの委嘱、新幹線通勤費補助金交付事業などを行っています。住居の支援策として、空き家等活用促進事業補助金交付、空き家バンク事業、住宅新築改修等補助金、町営住宅のリノベーション、就業支援としては、企業支援補助金事業、ローカルベンチャー創出育成事業、ふるさとテレワーク推進事業、移住支援補助金、定住促進策としては、新幹線通学費補助金交付事業などを行っています。

また、自然動態対策では、子供を安心して産み育てられる町を目指し、子育て支援策として、子育て家庭住宅整備補助金交付事業、入学支援金支給事業、福祉医療費支給事業、出産に関しては、不妊治療費助成事業、出産祝い金支給事業などを行っています。

今から約20年後、2040年の町の人口は第2期総合戦略の長期目標である2065年の通過点でありますけれども、総人口1万3,800人を目指しています。社会動態では、ゼロ歳から39歳の社会増減数を2025年を目安にゼロとして、その後若干のプラスに転じさせることを目標としています。また、自然動態では、合計特殊出生率を2025年に1.4程度、2035年には1.8、将来的には、人口を長期的に一定に保てる水準であります2.1を目指しております。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 2.1を目指すには、やっぱり第3子が生まれないとなかなか2.1にはなり

ませんものね。

次の質問ですが、やはり第32次地方制度調査会の答申で、日本は85歳以上が1,000万人に増え、65歳以上が2040年ピークになると言われているんです。みなかみ町はその流れを見ると、どうも2040年前にピークを迎えるということが、この間地域整備課の作成した公営住宅の状況を見ましたら、よく分かりました。

高齢者の増加は、年金や介護、医療費が増えることが課題になっています、今回も出ていましたけれども。町としてその抑制策、今後膨れ上がっていくんですけども、どうでしょうかね。少し何か具体的には考えておりますか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今、町では高齢者の通える場を中心とした介護予防、フレイル対策や生活習慣病の疾病予防であったり、重症化予防について、後期高齢者医療と介護保険の一体化事業によって取り組んでおります。今後は、国民健康保険においても同様の取組を行い、医療費の抑制に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） その抑制策ですけども、ちょっと僕もそれなりに、賛否両論ちょっとあるんですけども考えまして、65歳以上が1年間病院にかからなかった場合、翌年から、3万から5万支給してはどうかという質問なんですけれども、みなかみ町は2019年、65歳以上が7,055人と、これは今後増えていくことは間違いないんです。それに伴って当然、介護、医療費は高齢者の人口と比例していくのも分かります。今回の令和3年の予算編成でもその傾向が少し現れているように見えるんです。7,000人のうち僕も高齢者ですけども、後期高齢者ですけども、病院に毎月かかっていますから、3万から5万もらえないんですけども、何人が1年間通わないと、高齢者がいるかという、ほとんどの人が通っていると思うんです。ですから、この施策はぶち上げるとわりと安くつくんじゃないかと思っているんですけども、元気になれば3万からもらえるということになると、行政は当然健康指導とか食事指導も必要になってきますし、この質問の前に、ミカさんと食べながら言ったらいろんな話があったんで、これはちょっとやっぱり検討課題も多いんですが、できればそれをやりますと、高齢者は、隣の母ちゃんが5万円もらったから、じゃ、私も一生懸命頑張って元気になろうかなと、もらおうかなというふうにして、意識改革が変わると思うんです。

それからもう一つは、今回群馬ヤクルト販売株式会社と包括提携協定をしましたよね。この施策と組み合わせると、実績として結果が残せるんじゃないかということと、あと、年金プラス5万円構想もありましたよね。あれもちょっと絡んでくるかな。そんなことを考えまして、一石二鳥ではないかなと思っているんですけども、問題もありますから、町長なかなか答えづらいと思うんですけども、どうぞございますかね。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 1年間病院に通わない高齢者に月幾らか出したらどうだという制度をつくらたらということだと思うんですけども、このことが医療機関を受診しないことを推奨す

るようになってしまうと思います。私も実際医者にかかって、2か月に1遍くらいですけれども薬をもらって飲んでます。ほかの健康な方も人間ドックを受けて定期的に自分で検査をして、悪いところがあれば早めに治療をして改善していくということでやってもらっているんだと、やはりいかに健康寿命を延ばすことを考えていただくのが一番手っ取り早いのかなというふうに思います。ですから、運動をしたり、気分転換をしたりして快適な生活をしてもらうことが、健康寿命が延びることにつながるのかなというふうに思っています。

それと、やはり初期の段階で必要に応じて医療機関を受診してもらって、重症化を防いで健康寿命を延ばす、そういった取組をこれからも取り組んでいきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） いい案だなと思ったんですけども、さっき、我慢しちゃうんじゃないと言われて、それも有りだなということで、ちょっと質問不向きかなと思ったんですけども、そんな気持ちでございまして。

話は、じゃ、ころっと変えまして、法人化についてです。法人化については、第32次地方制度調査会の答申の中にも、公共私連携・協働の基盤構築、地縁法人制度の再構築という記載があります。私がちょっと不思議に感じているのは、何でこんなに国は様々な、いろいろな法人化を推進しているのかなという。指定管理者制度もあります、地域再生推進法人制度、特定地域づくり事業協同組合制度、または今度、地縁法人制度です。

そこでお聞きしますが、やはり地縁法人制度、認可地縁団体なんですけど、この法人はどんな法人かということと、どんな意図があって地縁法人制度を再構築するのか。町もこれに伴って、地縁法人制度の法人化導入は考えるのか。かつて、法人化ではないと思うんですけども、猿ヶ京のオオタ牧場が地縁団体になった経緯があるんです。ですから、再構築なんです、これ。前にやっているんです。それについてちょっとお聞きしようかなということでございます。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今行われているのは、地域内のつながりにより自治会等で組織する地縁による団体が、平成3年の地方自治法改正によって、一定の要件を満たす場合に市町村長の許可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度として導入されました。行政区が今までも財産を持っていたんですけども、行政区では法人格を持っていませんので登記ができなかったんです。この制度を利用して、地縁による団体の法人格を取ると不動産を持つことができるものですから、現在22の団体が既に設立をしております。行政区が20団体で、その他の団体が2団体ございます。

32次の地方制度調査会では、令和2年6月26日、2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制の在り方等に関する答申の中で、認可地縁団体制度については、「近年、地域の住民が主体となった組織により、地域課題の解決に向けて幅広い取組を持続的に行っている事例が広がっていることを踏まえ、簡便な法人制

度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を行うための法人制度として再構築することが適当である。」というふうに言っております。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

- 6番（窪田金嘉君） 国の法人化の施策は、みなかみ町の方向性を大きく左右する課題だと感じています。やっぱり当局の意識改革も含めて、国がどうしてそういうふうに多くの法人化を推進しているのかということは、僕なんかはちょっと理解しにくいんです。そんなにたくさんつくってどうするんだ、みたいな。この辺をどういうふうに、もう次から次へと法人化を進めようとしていますよね。これはどんなふうにお考えですかね、町長。それで、また、どう取り組もうとしているんですかと思っているんですけれども、いいですか、この質問で。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 国が意図しているところは、あまりよく私も理解できないんですけれども、地方自治法の第260条の2は、地縁による団体は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」というふうにされています。

総務省では、32次地方制度調査会から答申を受けて、地方自治法第260条の2の規定に基づく認可地縁団体制度については、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可地縁団体の設立を可能とする制度の見直しを検討しています。

これは町で制度化するものではなくて、国の地方自治法の改正がなされれば、不動産を持つこととか、保有する予定がなくても、こういう団体が設立できるというふうになってくると思いますので、今後の国の動きを注視したいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

- 6番（窪田金嘉君） 法人化というのは、やはりしっかりと目的と、それから結果とを出すことのために法人化を進めているような気がするんです。曖昧には許さないよ、みたいな。なぜかというと、やっぱり2040年を境にして、しっかりと行政は進めてほしいという思いがあるんじゃないかなと思っています。

今回も今の第32次地方制度調査会の、高齢者がピークになるというのが2040年。よくよく考えると、みなかみ町が毎年400人ずつ減っていきますね。そうすると、大体2040年で1万719人。定住自立圏共生ビジョンにも人口減少のことが書かれているんです。そこで、2040年までに9,000人弱の人口減少は、前から流れの中でお話ししているんですけれども、町の年間消費額が1人132万円、それで9,000人、そうすると118億8,000万円、これが消えちゃうんです。そうしますと、この数字はちょっと驚きまして。

もう一つは、やっぱり今回県が我々の基幹産業である観光関連の観光戦略構造転換、これをしないとまたさらに崩壊していくであろうということで、よくよく考えると、1年間

売上げが1億円のところが118件なくなる。年間で5,000万円売り上げたところが236件も消えちゃうんです、徐々に。

そうしますと、みなかみ町の町勢要覧の商業推移というのを見ましたら、平成28年で商店数が199店舗、製造業が平成29年度、事業所が32事業所、合計すると231。ほとんどの事業店舗が、2040年までにこの世から消えちゃうんじゃないかというふうに懸念しています。

旅館も今回の観光戦略の構造転換と言っているぐらいですから、このままで行ったらやばいぞと、県はやばいぞということで、予算を立ててやっていっていると思うんです。そうしますと、これも遅れると、ほとんどの旅館は半分以上はなくなっちゃうんじゃないかというふうに僕も懸念しています。

前にも話したんですけども、金融機関は人口6,000人を切ると撤退します。現に水上地区は5,000人弱ですから、もう撤退していますよね。そういうふうに思っていましたら、2021年1月3日に、上毛新聞に、地方創生進まず89%の記事が載っていたんです。このように地方創生が遅々として進まないことにしびれを切らして、国は法人化を推進していく方向を打ち出したんじゃないかなと僕も思っていたんです。

さらに、今年の4月からだと思うんですけども、21年度の4月から地域の活性化リーダーを市町村は雇用することができ、上限650万円を国が支援するということです。国の施策に対処していくには、今の体制で地方創生を推進することはできにくいんじゃないかと思っています。地方創生の体制づくりを本気で考える時期に来ているのかなと思います。国もそういうふうに後押ししているわけですから。

そこで、新聞に載っている、地方創生進まず89%、これがやっぱり地方創生が進まない理由は何なのかなと思ひまして、ちょっと町長に聞いてみたいと思ひまして、何で地方、みなかみ町も進んでいるようには僕はちょっと見えないんです。もしできれば、進んでいるのか、進んでいないのか、どうするのかというのを教えていただきたいと思っています。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 窪田議員がおっしゃった、上毛新聞に、地方創生が進んでいないのが、89%の人がそういうふうに感じているというふうに捉えた記事は、東京一極集中の是正を目指した国の地方創生施策について、「進んでいない」、「どちらかといえば進んでいない」と答えた人が89%だというふうに聞いています。

国が行った第1期まち・ひと・しごと総合戦略の東京一極集中の是正の検証では、1990年代半ばに、地方圏から東京圏への転入者が東京圏から地方圏への転出者を上回る転入超過となって以来、23年連続で東京圏の転入超過の状況が続いており、直近の2018年度の転入超過者数は13.6万人となっています。特に10代後半や20代の若者が多くを占めて、また、転入超過は女性のほうが多いといった特徴が見られるというふうに聞いています。このことから調査による数値は確かなのかなというふうに考えています。

町においても、人口は自然動態、社会動態いずれも減少の傾向で、2015年から5年間で約2,000人が減少しています。2005年以前は20代が転入超過でありました

が、現在では10代から30代まで転出超過の傾向で、この数値をプラス・マイナス・ゼロにすることを目標として掲げています。2018年はこの数値がマイナス145人でありましたが、2019年はマイナス79、少しは歯止めがかかっているのかなという気はしているんです。これは、コロナウイルス感染症の影響で転出者が減ったんだということも考えられるんですけども、移住定住施策をはじめ、いろんな施策の効果が少しずつ現れ始めたのかなというふうに、いいように理解をしているんですが。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 今の厳しい問題を解決するということになる、なかなか遅々として進まないんじゃないかと僕も見ていて思う、2年半お付き合いをして感じるころなんです、できれば、国も今年の4月あたりから650万上限で、特別交付税で市町村に1人採用していいということですから、この人を踏まえて地方創生課なんかをつくって、若手のばりばりを2人くらいくっつけて、がんがん地方創生に向かったらどうかと思うんですが、どんなものでございますかね。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 地方創生課をつくったらどうかというお話ですけども、新しい施策に取り組む場合は、組織の新設や人員を充てるなど、柔軟に対応することが必要だというふうに思っています。

現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合戦略課が所管をしています。取り組んでいる施策や事業の見直しなどの必要性は感じますけれども、地方創生は一課でやるんじゃないくて、役場、全庁を挙げて取り組まなければならない。取り組まなければ実現できないんだというふうに思っています。今のところ総合戦略課が中心になって、いろんな課と連携をしながら施策や事業を動かすことで対応は可能だというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） じゃ、町長は2040年までには、みなかみ町の諸課題は解決、今の体制でできるというふうに確信しているわけですね。大体僕も死んじゃうんで、見えませんが、頑張ってください。

次の質問なんです、令和3年1月28日に議会全員協議会で、うちの路線なんですけれども、関越交通の猿ヶ京線の運行支援について総合戦略課から説明を受けたんです。国や県や市の支援を受けて運行していると。猿ヶ京線が毎年1,200万円ぐらいの赤字で苦しんでいると。みなかみ町に何とかしてほしいよと支援を要請して、相談された。今回、令和3年の予算の中に入っていると思うんです。

ですけども、この関越交通の問題は氷山の一角だと僕は思っているんです。今後、次から次へと継続不能を訴える企業や団体が続出すると思いますよ。その都度、対処療法で乗り切って、今なんかは対処療法だと思うんですけども、乗り切ろうとしても最終的にはこっちもさっさもいかない。どうするんだということになると、根本的な体質改善を考える必要が出てきて、それはやっぱりみなかみ町の財政破綻にもつながってしまうと。

県も、新たな富と価値を創出するというをやはり掲げているんです。ということは、できれば頑張っ、何か根本的な解決策を見つけなきゃいけないなと思っているんですけども、その辺はどうですかね。根本的な解決策なかなか見つからないんですけども、どうしたらいいでしょうかねということ。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 猿ヶ京線は氷山の一角というご指摘ですけれども、民間の事業はみんな赤字体質だということではないんだと思うんです。黒字でうまく経営されている方もいらっしゃるんだと思うんです。

バスに関してちょっとしゃべらせてください。猿ヶ京線は、猿ヶ京から上毛高原、後閑駅を經由して、沼田の保健福祉センターを結ぶ、これは関越交通の自主運行路線です。利根沼田管内及び県内自治体において委託路線が多い中、数少ない自主運行路線です。関越交通も、今までも国及び県より幹線系統補助金を受け運行していますが、運賃収入がかなり厳しい状態のため、新型コロナウイルス感染症の影響がなかったとしても赤字が継続拡大しており、令和3年度より廃止を検討したいと打診を受けました。

町としては、代替交通を検討するために、二次交通に関する検討会議を立ち上げましたが、現在のところ代替案をまとめることができなく、猿ヶ京線は地域の重要な交通の手段であるため、廃止することはできないと考えていました。関越交通と協議を重ねる中で、赤字の一部を補助金等で支援が得られれば、現在と変わらぬ自主運営が継続できる方向になりました。補助できる金額等については、町としても今後も利用促進を図るとともに、関越交通も企業努力を続けていく考え方で、群馬県の乗合バス補助金交付要綱を参考に町の補助金要綱を作成し、関越交通の協議の中で支援内容は整いました。

今後の町の二次交通については、他の自治体の事例も参考にし、学校や福祉などの関係者による検討会等で問題と課題を整理し、具体案を模索していきたいというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 分かりました。

時間がないのでどんどん進めます。

定住自立圏構想の共生ビジョンに関する問題なんですけれども、12月に締結して、大自然に恵まれた利根沼田地域の特性を生かして、私は、新たな財源確保の施策を検討すべきじゃないかというふうに僕は思ったんです。というのは、この地域は定住自立圏構想の共生ビジョンにも書いてあるんですけども、水がめ、水がめ機能、つまり水源涵養機能、今回の第32次地方制度調査会にも機能を生かせと書いてある、機能。私は機能を生かすということは、機能をお金に換えることかなど。機能というのは、ここにある埋蔵金じゃないかというふうに考えまして、水がめ機能、それから森林がありますので二酸化炭素を吸収機能というか、それから酸素供給機能というか、それから食料をつくっていますから、食料生産機能とか、それから温泉がありますから、癒やしや憩いの場を提供する機能とか、最終的には、きっと大きな南海トラフのような災害が起きたときの受入れ機能。機能、こ

れをお金に換えたいなと思ひまして、これは町長にお願いして、利根沼田の5町村で検討していただきたいというふうに思っているんです。

首都圏の3,000万人から毎日1円、1人。3,000万円で、1年間ですと109億5,000万円なんです。この109億5,000万円を毎年頂いて、この地域を活性化したいなというふうに思いますが、これにはやっぱり覚悟が必要で、5市町村がしっかりと覚悟を持ってやらなければこれはなかなかできにくいんですが、もしできれば、提案できれば提案していただいて、そういうことを実現するというか、可能性があるかないかを探っていただければうれしいなと思うんですけれども、こういうことは、どんなものでございませうかね。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 共生ビジョンの目的は、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、地域活性化を図るため、利根沼田地域が目指す将来像とその実現のための具体的な事業内容を明らかにしたものです。共生ビジョンは、2月15日に協議会で承認をされました。必要に応じて見直しを行うことはできますので、具体的にどのような施策に対して、どのような財源が生み出せるのか十分検討した上で、共生ビジョンの目的に合致するものがあれば提案をしていきたいというふうに考えています。

ただ、ちょっと水を差すような話で申し訳ないんですけれども、以前から、みなかみ町は水源地域ですので、水源税みたいなことを国にいろんな要望でしたことがあるんですけれども、これはみなかみ町単独でできる話じゃないんです。法定外目的税については、入湯税とか環境協力税などがあります。群馬県でやっている緑の県民税なんかもそうですよね。今度は国が森林環境税をつくって、そういったものが法定外目的税になるのかなという気がしていますけれども、やはりみなかみ以外に住んでいる方からお金を出していただくという、そういう施策については、県なり国なりの施策でやらないとできないということになっていますので、みなかみ町は、ふるさと納税でみなかみ町に来てくださいと、そういうお願いはできますけれども、いろんな方に幅広く負担をしていただくというのは、かなりハードルが高いという気がしています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 最後の質問、大丈夫ですか。

議長（山田庄一君） 3分以内でまとめてください。

6番（窪田金嘉君） 3分、大丈夫です。

令和3年1月21日に観光会館で、観光商工課等々、観光協会、議員と一堂で意見交換したんです。そのときの内容に質問なんです、今回のその会合で観光協会のオミソさんですかね、観光地域づくり法人のガイドラインの説明を受けたんです。その説明の中で強調していることが、組織をつくるのではなく、機能を取り入れる。それから、自ら稼ぐことはせず、関係者に稼いでもらう。観光振興に寄与するイベントを支援するが、自ら実施することはないという内容だったんです。一般社団法人ですよ、観光協会は。この文言ですと、収益事業ではなくて公益事業っぽいです。収益事業に重点を置かないというよ

うな姿勢であれば、観光協会、一般社団法人ですから、町長が地域再生推進法人の指定をすることができるんです。指定を受けることによって、観光協会のなすべきことをはっきりさせることができますし、働きやすくなりますし、結果もおのずとついてきます。この観光協会の再生推進法人の指定の検討と、来年3月には終了するであろう入湯税とを、これ、でも今年見ると半減しているんですね、入湯税ね。観光協会が厳しい運営状況になると思うので、この辺の見解をお聞きしたいなと思っているんですが、いかがでございますか。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 観光協会が地域再生推進法人になり得るかというご質問だと思うんですが、観光庁のガイドラインに基づいていろいろな役を担うみなかみ町観光協会は一般社団法人であり、地域再生推進法人の指定要件を満たしておりますが、観光協会は地方公共団体などの公的機関と営利を目的とする民間企業との中間的な存在として、収益事業だけでなく、公益的な観光事業を推進するとともに、事業対象が会員であるということから、不特定多数を対象とする地域再生推進法人には不向きな団体ではないかなというふうに考えています。

議 長（山田庄一君） はい、一言。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6 番（窪田金嘉君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（山田庄一君） これにて、6番窪田金嘉君の質問を終わります。

散 会

議 長（山田庄一君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

明日3月3日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（13時53分 散会）